

インターネットによる人権侵害



軽い気持ちでは済まされません！



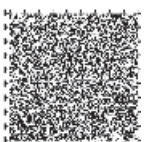
(漫画：桜田幸子さん)

その情報、正しいですか？

情報化社会の進展に伴い、近年、インターネットや SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）は急速に普及してきました。

インターネットは、国境を超えた自由なコミュニケーションが可能なこと、膨大な量の情報を簡単に入手したり発信したりできることなどの利便性をもたらす一方で、差別的な情報の掲載や個人情報の流出、有害サイトの氾濫など、人権に関わるような問題も数多く見られます。

利用者一人一人が正しい情報を見極め、活用する力を身に付けるとともに、インターネット上でも日常生活と同じように、ルールやマナーを守り、自他を大切にする意識を高め、行動することが大切です。



どんな課題がありますか？

インターネットの特性（匿名性、拡散性、利便性など）を悪用して引き起こされる人権に関わる問題の多発

- ・ 他人を誹謗中傷する書込み（「ネットいじめ」など）
- ・ 差別を助長する情報や不確かな情報の流布
- ・ 他人のプライバシーに関わる情報を無断で公開する
- ・ 詐欺や悪質商法などの犯罪やトラブル
- ・ 児童ポルノなどの違法情報の氾濫
- ・ 子どもが自分の裸体を撮影した画像をメール等で送られる（自画撮り被害）
- ・ 迷惑メールやサイバー攻撃による被害

一度、インターネット上に流された情報は、世界中のあらゆる場所、あらゆる人に広まる危険性があり、完全に削除することが困難であるため、長期にわたって深刻な人権侵害を引き起こす可能性があります。

どんな取組みが行われていますか？

● 関係する主な法律等

- ・ **プロバイダ責任制限法**（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）〔2001制定 2013改正〕
- ・ **出会い系サイト規制法**（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律）〔2003制定 2019一部改正〕
- ・ **青少年インターネット環境整備法**（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律）〔2009制定 2017一部改正〕

インターネットによる人権侵害を防ぐための主な法律

- ・ **不正アクセス行為の禁止等に関する法律**〔1999制定 2013一部改正〕
- ・ **児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律**〔1999制定 2014一部改正〕
- ・ **特定電子メールの送信の適正化等に関する法律**〔2002制定 2017一部改正〕
- ・ **個人情報の保護に関する法律**〔2003制定 2016一部改正〕

● 熊本県の主な取組み

1 情報安全・情報モラル向上のための教育・啓発

県民一人一人が、情報安全や情報モラルについての関心を高め、情報リテラシーを身につけられるような教育・啓発に取り組めます。

2 インターネットによる人権侵害の防止に向けた取組み

インターネット等の適切な利用を促進するための取組みや、人権侵害や犯罪被害の防止に向けた取組みを進めます。

〔関係する主な条例等〕

熊本県少年保護育成条例〔2019改正〕

少年がインターネット上の有害情報を閲覧し、又は視聴することを防止するため、フィルタリングの利用等を推進しています。近年は自画撮り被害が増加傾向にあるため、令和元（2019）年の改正では、少年自身の児童ポルノ等の画像を執拗に要求する行為を禁止し、罰則を設けました。

その他、「携帯電話・スマートフォン、SNSの安全利用に関する家庭向け指導資料」の作成、配布などにより、家庭・学校の両輪から児童生徒の情報モラル教育を推進しています。

